

経 済 産 業 省

20240404貿局第1号

輸入注意事項2024第5号

経済産業省貿易経済協力局

「ロシアを原産地とするダイヤモンド（三の七の(10)に掲げるものを除く。）の二号承認制への追加について」の規程を次のとおり制定する。

令和6年4月10日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

ロシアを原産地とするダイヤモンド（三の七の(10)に掲げるものを除く。）
の二号承認制への追加について

令和6年4月10日付け経済産業省告示第80号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1のロシアを原産地とするダイヤモンド（三の七の(10)に掲げるものを除く。）については、令和6年5月10日以降、二号承認を受けべき貨物となりました。

本措置は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和6年3月1日付け閣議了解に基づき輸入禁止措置をとるため、二号承認の対象となるロシアを原産地とするダイヤモンドの輸入承認は行いませんので注意してください。

また、本措置の施行後においては、ロシアを原産地とするダイヤモンド原石を輸入しようとする場合は、輸入公表の三の八の（8）に基づきダイヤモンド原石の国際証明制度に基づくキンバリー・プロセス証明書を税関に提出する場合であっても、輸入公表の二の表の第1のロシアの項に基づく経済産業大臣の承認が必要となりますので輸入禁止措置の対象となります。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月10日から施行する。

- 2 この規程の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して3月を経過した日までは、なお従前の例による。